

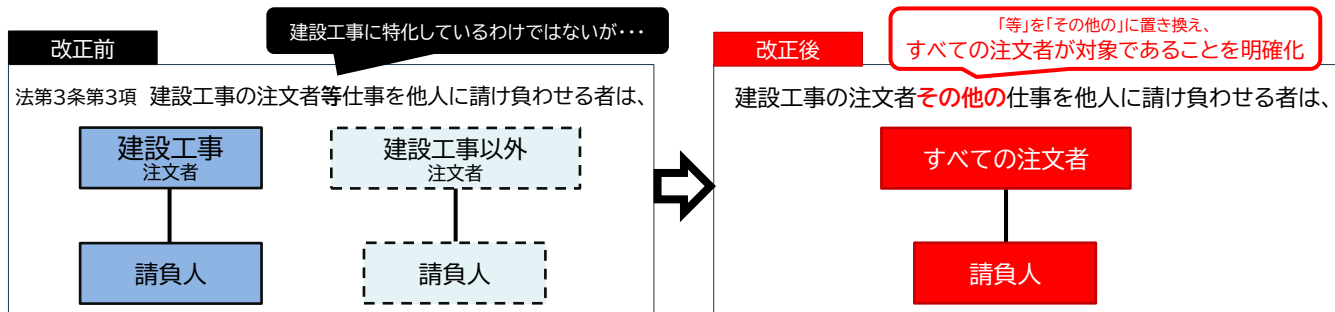
個人事業者等の安全衛生対策を義務化

～ 自社労働者以外の作業従事者にかかる労働安全衛生法改正 ～

同じ場所で作業を行う労働者以外の作業従事者（一人親方、他社の作業員、資材搬入業者、警備員など契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の措置が順次義務付けられます。

1 令和7年5月施行 注文者は建設工事に限定しないことを明確化

労働安全衛生法制定当時から建設工事の注文者を例示し、仕事を他人に請け負わせる者に広く適用していたが、より分かりやすく明示。（労働安全衛生法第3条第3項）

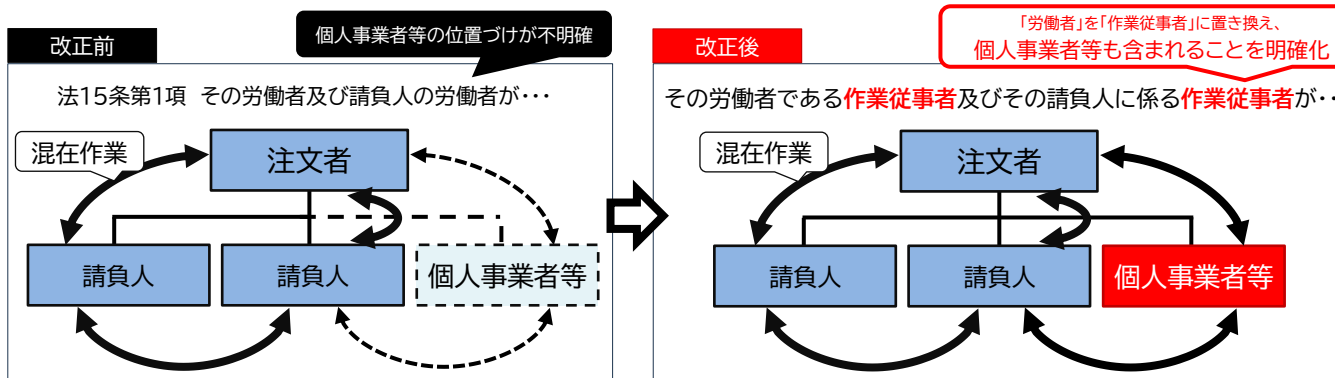


注文者は以下の点に留意する必要があります。（令和7年5月14日付け基発0514第1号）

- 作業方法、機械設備、原材料、作業時間等を指定することにより教育、機械の検査等が必要な場合は、これに要する費用を注文者が負担すること
- 無理な工期・納期の設定、当初予定していなかった条件を注文後に付加しないこと
- 運送業など発注ごとに作業場所や環境が異なる場合は、作業場所を管理する者と協議の上、契約時に明示すること

2 令和8年4月施行 個人事業者等が含まれることを明確化

注文者が実施する統括管理、機械等貸与者及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に個人事業者等が含まれることを明確化（法第15条、第15条の3、第30条、第30条の2、第33条、第34条など）

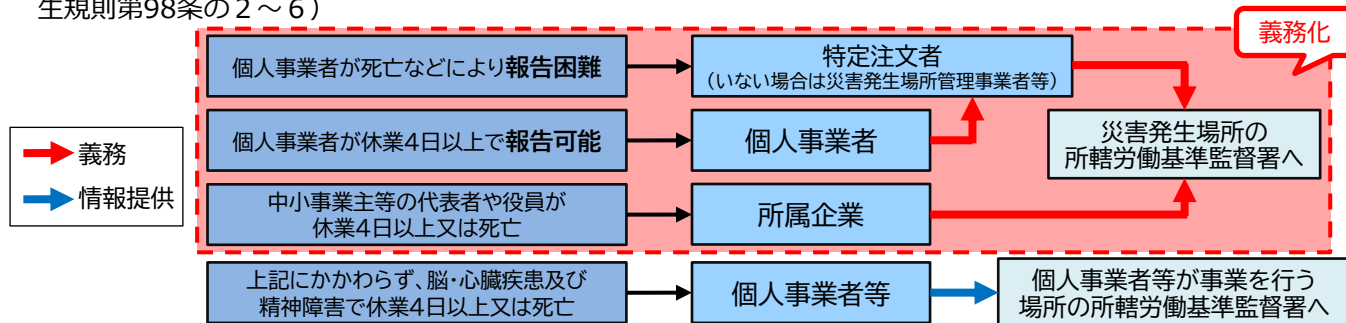


注文者や貸与者は以下の点に留意する必要があります。

- 機械災害防止のため機械等貸与者に点検整備や書面交付を義務付けている対象機械に、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダーを追加（安衛令第10条）
- 避難用出入口や警報設備の有効保持、建築物貸与者の対象建築物を事務所又は工場に限っていたものを、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物の共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持を追加（安衛令第11条）
- 就業場所や作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合に申告して是正措置をとるように求める制度に個人事業者等を追加（法第97条）

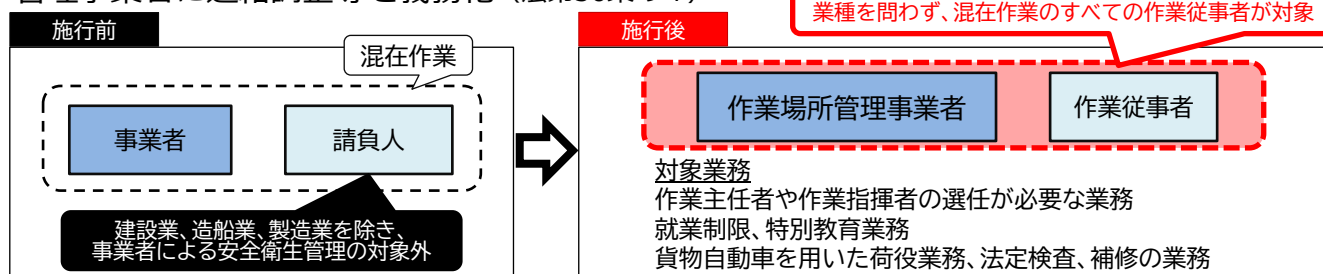
3 令和9年1月施行 個人事業者等の業務上災害報告を新たに義務化

個人事業者等が労働者と同じ場所において業務に起因する負傷や疾病により休業4日以上又は死亡した場合、次のものが労働基準監督署に遅滞なく報告することを義務化（労働安全衛生規則第98条の2～6）



4 令和9年4月施行 混在作業場所の連絡調整を新たに義務化

一の場所で行われる混在作業による労働災害を防止するため対象業務を行う場合に作業場所管理事業者に連絡調整等を義務化（法第30条の4）



以下も施行されます

- 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止、車両系建設機械や移動式クレーン等の定期自主検査等の実施を個人事業者等にも義務化（法第42条など）
- 危険有害な業務に就かせる際に義務付けられている特別教育の実施を個人事業者等にも義務化（法第59条など）

次のような場所は「労働者と同じ場所」に含まれる

- ①同一空間で同時に作業が行われる場所
- ②同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所
- ③労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所

基発0330第1号

検索

用語について

- 労働者と同じ場所とは・・・屋内外を問わず、原則として、物理的に同一の空間において、労働者及び労働者以外の作業従事者の作業が同時に行われる場所。必ずしも同一の区画又は階層に限定されるものではない。法第15条などにおける「一の場所」とは、その範囲についての考え方が異なる。（令和8年3月30日付け基発0330第1号）
- 事業者とは・・・事業を行う者で労働者を**使用する**もの（法第2条）
- 個人事業者とは・・・事業を行う者で労働者を**使用しない**もの（法第31条の3）
- 個人事業者等とは・・・個人事業者及び中小事業主等（労働者数が小売業50人以下、卸売業100人以下など。安衛則第24条の17。労働者災害補償保険法施行規則第46条の16。）の代表者又は役員
- 作業場所管理事業者とは・・・仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの（法第30条の4）
- 災害発生場所管理事業者等とは・・・仕事の作業を行う場所を管理するもの（安衛則第98条の2）
- 労働者とは・・・職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）（法第2条）
- 作業従事者とは・・・労働者及び労働者と同じ場所において仕事の作業に従事する労働者以外のもの（法第31条の3）
- 注文者とは・・・仕事を他人に請け負わせるもの（法第3条）
- 特定注文者とは・・・個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの（安衛則第98条の2）

このリーフレットに関するお問い合わせは、福岡労働局労働基準部安全課又はお近くの労働基準監督署まで

個人事業者 安衛法

検索